

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第12回

NPO、環境犯罪とマネロン



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー・事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

NPOのリスクと日本の対応

FATFは、法令等整備状況（TC）の勧告8（非営利団体の悪用防止）において、「各国は、テロ資金の乱用に対して脆弱であると特定された非営利団体（NPO）に関連する法令の妥当性を見直すべきである。各国は、そのような非営利団体をテロ資金の乱用から保護するために、リスクベース・アプローチに沿って、重点的かつ比例的な措置を適用すべきである」と

規定している。

日本は、第4次対日相互審査において、勧告8について4段階評価で最低のNC（不履行）の評価となっている。勧告8でNCであるのは、G7で日本だけである。この結果を受けて、内閣府では、NPO法人（注1）のテロ資金供与対策のため、「NPO法人のテロ資金供与対策のためのガイドランス」（注2）を作成。FATFによる国際基準や日本の関係法令を踏まえて、NPO法人の役員が、自らの法人がテロリストへの資金供与

に悪用されないためにすべきことを説明している。

しかし、FATFの指摘は、政府がNPO法人のリスクの特定・評価を実施し、リスクに応じた監督等を持続的に行うことを求めており、ガイドランスの公表だけでは十分ではない可能性がある。そもそもNPO法人は、NPO法（注3）に基づき事業報告書の作成・提出等の義務を負うが、書式等については、都道府県または指定都市の条例で定めるところによるものとされている（NPO法28、29条）。そ

のため、これらの情報を吸い上げてリスクの特定・評価を行い、リスクに応じた監督を行う枠組みが必要である。

犯罪収益移転危険度調査書でも、「我が国の非営利団体がテロ資金供与に利用された事例はなく、また、利用されるリスクも総合的に低いと認められる。しかし、非営利団体によっては、テロの脅威にさらされている国・地域等で活動したり、海外パートナー等に送金を行ったりする団体もあることから、非営利団体がテロ資金供与等に利用されないようにリスクに応じたアウトリーチやモニタリングを行う必要がある」（注4）と指摘している。

第5次相互審査においてLC（おおむね履行）以上の評価を得るためには、事業者のリスク評価を行った上で、リスクに応じた監督と、問題のある事業者に対する行政処分を可能とする「リスクベースでの監督」が求

められる。

環境犯罪とマネロン

FATFは2021年6月に、「環境犯罪」についてのレポート(注5)を公表している。その中で、環境犯罪について普遍的な定義はないとしつつも、違法な野生動植物・森林資源・鉱物の取引や悪質な廃棄物投棄等の環境犯罪は非常に収益性の高い犯罪の一つであり、汚職、脱税、麻薬取引等の他の多くの重大な組織的犯罪と結び付いているとしている。

さらに、レポートでは環境犯罪の特徴を分析している。具体的には、犯罪収益と合法的な収益とを混ぜ合わせるためのフロント企業の使用、実質的支配者を隠匿するための実態のない会社の使用、貿易を偽装した犯罪収益の移転、犯罪収益を移転するための金融機関の悪用等を挙げ、加盟国政府や金融機関に注意喚

起をしている。

また、環境犯罪に関するマネロン対策において各国が優先して取り組むべき事項も挙げている。国内に天然資源産業がない国であつてもマネロンの脅威を考慮する必要があること、マネロン対策としてFATFが求める基準を各国が完全に履行する必要があること、リスク認識を共有するために官民の連携を強化すること等を加盟各国に慫慂している。

日本国内における環境事犯としては、廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等(注6)がある。環境事犯を前提犯罪として検挙されたマネロン事犯には、無許可で産業廃棄物の処分業を営む者が、建物解体工事により生じた産業廃棄物の運搬処分を受託することを得た犯罪収益を、他人名義の口座に振込入金させた事例がある(注7)。

FATF第4次対日相互審査においては、「一部の環境犯罪

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律25条、鉱業法147条、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律57条の2、および森林法198条によって犯罪化されている」ものの、「違法伐採、違法漁業、野生動物の不正取引等その他の環境犯罪が前提犯罪に含まれていることを実証しなかった」とされている(注8)。環境犯罪における前提犯罪のカバー範囲が不十分であることや、マネロン等対策において環境犯罪に十分な力点が置かれていないとの懸念が指摘された。

金融機関の留意点

すべてのNPO法人のマネロン等リスクが一律に高いわけではない。金融機関は、何が高リスク取引や疑わしい取引なのかを、継続的顧客管理の中で見極めた上で判断すべきだ。リスクに応じた対応が必要である。

また、環境犯罪についても、金融機関から見た場合、どのような資金の流れが疑わしいのかを整理し、より積極的に官民連携して参考事例と情報の共有を行う必要がある。

- (注) 1 日本においては、公益法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人が、この非営利団体に該当する。
- 2 <https://www.nipo-homepage.go.jp/uploads/cele197cd17ca87f784904ec54b173641.pdf>
- 3 特定非営利活動促進法(平成10年法律7号)
- 4 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書(令和4年版)」58ページ
- 5 FATFレポート「Money Laundering from Environmental Crime」(2021年6月)
- 6 森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯である。
- 7 前掲(注4)22ページ
- 8 「FATF第4次対日相互審査報告書(日本政府仮訳版)」187ページ